

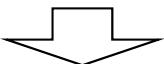
「国の研究開発評価に関する大綱的指針」 の改定について

平成28年4月5日
総合科学技術・イノベーション会議
評価専門調査会

研究開発評価の仕組み

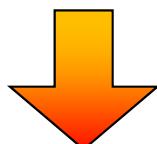
科学技術基本計画

(第4期:平成23年8月19日閣議決定)

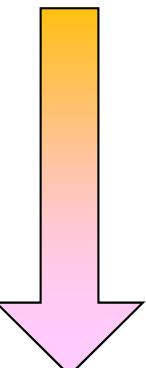


国の研究開発評価に関する大綱的指針

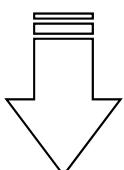
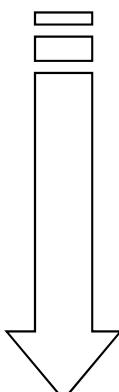
(第4次改定:平成24年12月6日内閣総理大臣決定)



各府省の研究開発評価指針等

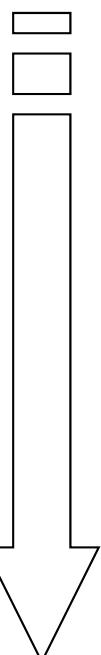


研究機関等の評価ルール



国費約300億円以上の大規模研究開発等、国家的に重要な研究開発を対象。

実施府省等による評価結果を踏まえ実施。



評価の実施

実施府省等が行う研究開発の評価



評価の実施

総合科学技術・イノベーション会議が行う
国家的に重要な研究開発の評価

国の研究開発評価に関する大綱的指針(概要)

大綱的指針の目的

国の研究開発評価について、**基本的な方針**を定めるもの

(各府省等はこれに沿って、所管する研究開発の特性等を踏まえた具体的な評価指針を策定し、評価を実施する)。

大綱的指針の概要

基本的考え方

評価の意義

評価結果を次の段階の研究開発に連続してつなげる

公正な評価による競争的で開かれた研究開発環境の創出

支援的な評価による研究開発の質や研究者の意欲の向上等

評価結果の公表による国費投入に関する国民への説明責任を果たす

評価結果の予算、人材等の資源配分に反映

成果の利活用に至る科学技術イノベーションの一体的・総合的推進

より良い政策・施策の形成

研究開発の効果的・効率的推進

評価関係者の責務

効果的・効率的な評価の実施

評価実施体制の確立

評価の国際的水準の向上

国の研究開発評価に関する大綱的指針(概要)

対象別評価の実施

研究開発プログラム

研究開発課題

研究開発機関等

研究者の業績

評価の
実施主体

府省又は研究開発法人等

研究開発機関の長

評価者の選任

外部評価を原則
十分な評価能力を有する専門家等を選任
(利害関係者を含めず)

機関の長が
ルールを整備

評価の
実施時期

開始前の評価、終了時の評価
中間評価、追跡評価

一定期間ごとに評価

評価方法

評価手法
評価の観点
評価項目・基準
自己点検の活用 等

研究開発の実施・推進と
機関運営の両面からの
評価

評価結果の
取扱い

予算、人材等の資源配分への反映
研究開発の質の向上
評価情報を国民に積極的に発信

研究実績の他、
企画・管理、
標準化寄与等も評価

処遇や研究費の
配分等に反映
(インセンティブ)

研究開発施策の評価は、研究開発プログラムや研究開発課題等の進捗状況等を踏まえて実施。

改定経緯

科学技術基本計画の変遷

第1期科学技術基本計画(H8.7)

〔大綱的指針の策定、研究開発機関及び研究開発課題の厳正な評価の仕組みを整備〕

第2期科学技術基本計画(H13.3)

〔評価における公正さと透明性確保、資源配分への反映、必要な資源の確保、評価体制の整備〕

第3期科学技術基本計画(H18.3)

〔創造への挑戦を励まし成果を問う評価、世界水準の信頼できる評価、活用され変革を促す評価等を推進。〕

第4期科学技術基本計画(H23.8)

〔各階層を踏まえた評価システムの構築〕

第5期科学技術基本計画(H28.1)

〔挑戦的な研究を奨励する評価の実施 等〕

国の研究開発の大綱的指針の改定の経緯

国の研究開発全般に共通する評価の実施方法のあり方についての大綱的指針(H9.8)

〔研究開発機関及び研究開発課題に関する評価の本格的な導入、定着化を促進。〕

国の研究開発評価に関する大綱的指針(H13.11)

〔研究開発施策及び研究者等の業績に関する評価も含め、厳正な評価の実施を推進。〕

国の研究開発評価に関する大綱的指針(H17.3)

〔創造への挑戦を励まし成果を問う評価、世界水準の信頼できる評価、活用され変革を促す評価等を推進。〕

国の研究開発評価に関する大綱的指針(H20.10)

〔評価の継続性の確保、評価の効率化、国際水準による評価の実施等を推進。〕

国の研究開発評価に関する大綱的指針(H24.12)

〔研究開発プログラムの評価の導入、アウトカム指標による目標設定を促進。〕

前回改定(平成24年12月)のポイント

1. 改定の経緯

- 第4期科学技術基本計画(平成23年8月19日)において、科学技術イノベーション政策におけるPDCAサイクルの確立が謳われており、そのための研究開発評価システムの改善及び充実が必要。

2. 課題と方向性

- 現状の研究開発は、**施策の目標に対する各研究開発課題の位置付け、関連付けが不明確**。
- 結果として各研究開発課題の総体としての効果が十分に発揮されているとは言えない状況。
- 政策課題を解決し、イノベーションを生み出していくためには、**研究開発課題や研究資金制度を研究開発プログラムとして設定(プログラム化)し、適切な評価を実施**することを通じて、**次の研究開発につなげていく**ことが重要。

3. 改定のポイント

(1) 研究開発プログラムの評価の導入

- 研究開発課題の有機的な関連付けによるプログラム化及び競争的資金制度等の研究資金制度のプログラム化
- 府省及び研究開発法人等を対象
- 評価部門の運営の独立性に配慮、マネジメント体制を強化
- 追跡調査の実施、追跡評価の対象拡大
- 評価結果を研究開発プログラムの改善又は中止などに適切に反映

(2) アウトカム指標による目標の設定の促進

- 取り組むべき課題に対応した目標(アウトカム指標等による目標)の設定と達成状況の把握

研究開発プログラムの評価の導入

研究開発課題の関連付けによるプログラム化

施策の企画立案段階において、あらかじめ研究開発プログラムを設定し、その下で必要な研究開発課題等を配置し実行する

研究開発プログラム

明確な目標とスケジュール

研究開発課題・プロジェクト(基礎研究)

研究開発課題・プロジェクト(産学連携)

(例)

(規制改革・税制措置 等)

に総合的に推進的・一體的



研究資金制度のプログラム化

上位の施策目標との関連性を明確にし、当該研究資金制度の目的に応じた検証可能な目標を設定し、研究開発プログラムとして実施する

研究開発プログラム

明確な目標とスケジュール

研究資金制度
・競争的資金制度
・その他の制度

(例)

目標設定



研究開発プログラムの設定の基本的考え方

- ① 研究開発プログラムにより解決すべき政策課題及び時間軸を明確にした検証可能な目標(アウトカム指標による目標)を設定するとともに、上位の階層である施策における位置付けが明確であること。
- ② 目標の実現に必要な研究開発課題及び必要に応じ研究開発以外の手段のまとまりによって構成され、目標達成に向けた工程表(手段及びプロセス)が明示されること。
- ③ 研究開発プログラムの推進主体と、個々の研究開発課題の実施又は推進主体との役割分担及び責任の所在が明確であること。等

※アウトカム指標：成果の本質的又は内容的側面であり、活動の意図した結果として、定量的又は定性的に評価できる目標の達成度を測る指標

研究開発プログラムの評価（府省、研究開発法人等を対象）

評価部門の運営の独立性に配慮、マネジメント体制を強化

追跡評価・追跡調査の実施

評価結果を研究開発プログラムの改善又は中止に反映するなど適切に反映

調査検討の進め方(案)

1. 「大綱的指針の改定ワーキンググループ」(以下、「WG」という。)における検討

改定案の検討は、前回改定時の対応と同様、以下のとおりとする。

(WG設置)

評価専門調査会にWGを設置して改定原案を検討。

(WG構成員)

評価専門調査会長は、評価専門調査会に属する有識者議員及び専門委員から
WG座長及びWG構成員を指名。

評価専門調査会長は、外部の専門家・有識者も必要に応じて招聘。

(WGの公開・非公開)

WGは、率直な意見交換を促すため非公開で実施。

配付資料は後日公開。

議事録は、発言者が特定されない形で公表。

2. 関係者への実態調査

各省における対応状況(調査)

有識者からのヒアリング(必要に応じて)

調査検討スケジュール(予定)

時期	総合科学技術・イノベーション会議	評価専門調査会	大綱的指針の改定 ワーキンググループ(WG)	各省評価 実態調査
4月5日		評価専門調査会(第116回) (WG設置、自由討議)		↑
4月下旬			第1回WG (現大綱のフォローアップ、自由討議)	
5月			第2回WG (論点整理)	
6~7月		評価専門調査会(第117回)	第3~4回WG (論点ごとに議論) 第5回WG (改定の方向性)	適宜調査
		評価専門調査会(第118回) (改定の方向性)		
8月			第6回WG (改定(第1案)検討)	
9月		評価専門調査会(第119回) (改定(第2案)検討)		
10月				
11月		評価専門調査会(第120回) (改定(最終案)検討)		
12月	本会議 (最終案決定・意見具申)			↓